

～商店街区における空き店舗等での開業を支援します～

令和2年度

商店街区におけるストック活用型商い創出事業

募 集 要 領

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、事業の実施にあたっては、国が示す「新しい生活様式」を実践するとともに、札幌市内外の感染状況に十分ご注意ください。

札幌市 経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課

1 補助制度の概要

【 事業目的 】

この事業は、札幌市内の商店街区における空き店舗や空き家の利活用を促進することで、商店街の活性化・市内商業の活性化を図るため、開業に要する経費の一部を補助するものです。

【 申請受付期間 】

令和2年（2020年）6月1日（月）～ 令和2年（2020年）11月16日（月）

以下のとおり3回に分けて締切日を設定し、締切日ごとに選考委員会を開催します。採択件数が予算の上限（年間5件程度）に達した場合、その時点で募集は終了します。

| 第1回締切 | 第2回締切 | 第3回締切 |
|------------|------------|-------------|
| 7月15日（水）必着 | 9月15日（火）必着 | 11月16日（月）必着 |

【 申請対象 】

札幌市内の商店街振興組合の街区における空き店舗や空き家を借り上げて、新たに店舗を開業する個人または中小企業で、所定の要件を満たす方が対象です。詳しい要件は2ページ以降を必ずご確認ください。

なお、すでに営業中の店舗や補助金交付決定前に開業予定の場合は対象となりません。

【 補助金の概要 】

| | |
|--------|------------------------------------|
| 補助率 | 補助対象経費の総額の1/2以内 |
| 上限額 | 1事業者あたり200万円 |
| 補助対象経費 | 開業に要した店舗改装費、店舗付帯設備設置費、備品購入費、普及宣伝費等 |

所定の要件を満たし、選考により採択される必要があります。詳しくは2ページ以降をご確認のうえ、ご不明な点は裏表紙に記載している問い合わせ先までお問い合わせください。

2 申請対象者の要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

(1) 共通事項

- 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと
- 補助金交付決定の日(※)以降、札幌市が行う取材等に積極的に協力し、開業準備の経過や必要経費の概要、開業後の業績等に関する情報の公開に同意すること

※「補助金交付決定の日」とは、札幌市が補助金交付決定通知書を発出する日のことで、同通知書に記載してあります。

(2) 個人の場合

- 交付申請時点において納期の到来した市税を完納していること
なお、市税の賦課期日(1月1日)において、札幌市外に居住している場合にあっては、当該市町村における市町村民税を完納していること

(3) 法人の場合

- 交付申請時点において納期の到来した市税を完納していること
- 会社法に基づく会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)または有限会社であること
- 中小企業基本法に基づく中小企業であること

※ 次の表の資本金額または従業員数のどちらか一方を満たせば中小企業に該当します。

| | 資本金額 | 常時使用する従業員数 |
|-----------|------------|------------|
| 小売業 | 5,000 万円以下 | 50 人以下 |
| 飲食サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |
| 生活関連サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 |

【POINT】

- ・ 個人の場合、代表者と店舗運営責任者(店長など)が異なる場合、申請は代表者名で行い、双方が事業内容をよく共有し、理解したうえで申請を行うこと。なお、この場合、後述するヒアリング審査においては、双方の出席を要するものとします。
- ・ 法人の場合、札幌市外に本社を置く中小企業でも、札幌市内に店舗を開業する場合には、申請をすることが可能です。

3 空き店舗や空き家の要件

札幌市内の商店街区に立地する空き店舗や空き家が対象となります。ただし、以下は対象とはなりません。

- 大規模小売店舗内に立地する物件
- 工業地域、工業専用地域、市街化調整区域に立地する物件
- 原則として、申請以前の概ね1か月（30日）間、事業活動または居住の用に供されていた物件
- 集合住宅（アパート、マンション等）の一室のうち、道路に面する一階及び二階の事業用以外の物件
- その他、用途地域や地区計画等により、物件の用途制限があります。これについては、札幌市ホームページで確認できますので、必ず申請者自身で確認してください。

（ <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/web-gis/index.html> ）

※ 地区計画について

（ <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/chikukeiichiran/chikuichiran.html> ）

【市内対象商店街一覧】

| 区 | 商店街 | 地区 |
|---------------|--|-----------------------------------|
| 中央区 (7商店街) | 札幌狸小路商店街振興組合 一番街商店街振興組合 二番街商店街振興組合 札幌三番街商店街振興組合 札幌四番街商店街振興組合 行啓通商店街振興組合 札幌市場外市場商店街振興組合 | 申請日時点において、各商店街が <u>登録簿</u> で定める地区 |
| 北区 (4商店街) | 麻生商店街振興組合 北24条商店街振興組合 篠路中央商店街振興組合 太平八丁目商店街振興組合 | |
| 東区 (2商店街) | 栄町中央商店街振興組合 札幌苗商店街振興組合 | |
| 白石区 (2商店街) | 北都商店街振興組合 本郷商店街振興組合 | |
| 豊平区 (5商店街) | 月寒中央商店街振興組合 豊平商店街振興組合 南平岸商店街振興組合 平岸中央商店街振興組合 美園商店街振興組合 | |
| 南区 (2商店街) | 石山商店街振興組合 藻南商店街振興組合 | |
| 西区 (3商店街) | 琴似商店街振興組合 発寒商店街振興組合 発寒北商店街振興組合 | |
| 手稲区 (3商店街) | 手稲本町商店街振興組合 星置駅前商店街振興組合 前田中央商店街振興組合 | |

※札幌市ホームページにて、大まかな街区についての地図及び街区の詳細を掲載しております。なお、一部地番表記の地区がありますので、検討している空き物件の住所が街区に入るか否かについての確認は、表紙に記載しているお問い合わせ先までご連絡ください。

4 業種・出店形態などの要件

(1) 業種の要件

以下の3つの業種が対象です。なお、業種の分類は日本標準産業分類に基づき判断し、複数の業種にまたがる場合は、主となる業種によって判断します。

- 小売業
- 飲食サービス業
- 生活関連サービス業（洗濯・理容・美容・浴場・エステなど）

(各業種における詳細な対象業種)

【 小売業 】

中分類 57 織物・衣服・身の回り品小売業

※ ただし「小分類 570 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く

中分類 58 飲食料品小売業

※ ただし「小分類 580 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く

中分類 59 機械器具小売業

※ ただし「小分類 590 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く

中分類 60 その他の小売業

※ ただし「小分類 600 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く

「細分類 6092 たばこ・喫煙具専門小売業」を除く

【 飲食サービス業 】

中分類 76 飲食店

※ ただし「小分類 760 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く

「小分類 766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く

中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

※ ただし「小分類 770 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く

【 生活関連サービス業 】

中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業

※ ただし「小分類 780 管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く

※ 風営法第2条に定める風俗営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動または政治活動を行う場合は対象となりません。

※ 配達専門や通信販売専用の事業所など、一般客の来店を伴わない業態は対象となりません。

※ 日本標準産業分類について、詳しくは総務省ホームページをご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

(2) 出店形態等の要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 補助金交付決定の日以降、令和3年(2021年)2月28日までに開業し、継続的な経営を行う具体的な計画を有すること
- 原則として1日6時間以上かつ週5日以上営業できること
- 資格や許認可が必要な場合、開業までに当該資格等を取得する見込みを有すること
- 原則として、営業中の店舗の移転でないこと。ただし、商店街区外から商店街区内へ移転する場合は対象とする。なお、商店街区内にある店舗を、別の商店街区へ移転する場合は対象外とする。
- フランチャイズチェーンの店舗でないこと
- 申請者が個人の場合、2親等以内の親族が所有する物件でないこと
- 申請者が法人の場合、代表者またはその2親等以内の親族が所有する物件でないこと

【POINT】

- ・開業しようとする店舗の業種が、産業分類上どれに当たるか、あらかじめご確認いただいたうえで申請をしてください。
- ・開業期限日までに開業できるよう、しっかりとした計画を立てていただき、申請をしてください。
- ・物件は賃借する場合のみを対象とし、購入した場合や譲渡を受けた場合は対象外とします。

5 補助金の内容

(1) 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、交付決定の日から開業の日までに発生した開業に係る初期費用のうち、以下の経費とします。

- 店舗改装費（内装工事費、外装工事費、電気工事費等）
- 店舗付帯設備設置費（照明器具・空調設備・水周り設備の購入・設置費等）
- 備品購入費（イス・テーブル・什器・器材等の購入費）
- ※ 消耗品（文房具、洗剤、トイレットペーパーなどの耐用年数がおおむね1年未満の物品）は除く。
- 普及宣伝費（チラシ作成費、ホームページ製作費、広告出稿料等）
- その他、市長が適当と認める経費

なお、開業に係る費用であっても以下は対象外となります。

- ア 店舗の賃借に係る経費（仲介手数料、敷金・礼金、賃料等）、事業の運営に係る経費（仕入れ代金、水光熱費等）、保険料等
- イ 円貨以外の支払い
 - ・海外から備品等を輸入し、外貨にて支払う場合。ただし、売買契約（購買）成立時点での為替レートを示すことのできる挙証書類を揃え、円貨換算が可能な場合は、別途、市の担当者までご相談ください。
 - ・商品券、割引券その他金券、有価証券による支払い、物品の交換
 - ・ポイント等による支払い
- ※ 判断に迷う経費がある場合は、事前に札幌市の担当者までご相談ください。

(2) 消費税及び地方消費税の額について

消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除きますので、予算の積算において消費税等は減額して算定してください。なお、後述する開業報告時に、領収書等で消費税が明記されていない場合、余白に手書きにて消費税を除いた額を記載したうえ、当該消費税額は対象外経費に含めてください。

(3) 補助対象経費の発生日の考え方

上記（1）における補助対象経費の発生日は、契約日（または発注日）及び工事や納品の完了日の双方にもとづき判断しますので、交付決定日から開業日までの期間内に、契約（または発注）を行い、工事や納品が完了した経費のみが補助対象となります。

なお、工事代金等の支払いは、開業日以降でも構いませんが、この場合、開業報告書の提出の際に支払いが完了していることを証明できる書類（領収書等）の写しが必要となります。

【POINT】

- ・ 交付決定日より前に発注、契約等を行った経費については、補助対象外となります。
- ・ 開業日以降に工事や納品が完了した経費については、補助対象外となります。
- ・ 開業日から 30 日を経過する日までに、後述する開業報告書をご提出いただきますが、この際に、支払いを証明する書類が用意できない場合は、補助対象外となります。

（例）交付決定日：10月1日、開業日：1月20日の場合

- ・ 開業報告書提出期限は、2月20日となります。
- ・ 発注書、契約書の日付は、10月1日～1月19日までのものが補助対象となります。
※見積書については10月1日より前の日付でも問題ありません。
- ・ 工事や納品の完了日は、10月1日～1月19日までのものが補助対象となります。
- ・ 支払いを証明する書類（領収書、振込証明書など）は、2月20日までのもの（開業報告書に添付できるもの）が補助対象となります。なお、クレジットカード等で支払った場合は、クレジットの引き落とし明細など、最終的にお金が支払われたことがわかる書類が必要となります。

（４）補助金額の算定

上記（１）及び（２）の条件を満たす補助対象経費の総額の1/2以内の金額で、1事業者あたり 200万円を上限に算定します。申請時に提出する事業収支計画書（様式3）には、発生が見込まれる経費を漏れなく記載してください。また、補助対象経費の総額×1/2の計算結果に千円未満の端数が出た場合、千円未満の端数は切捨とします。

（例1）補助対象経費総額が450万円の場合

$$450 \text{ (万円)} \times 1/2 = 225 \text{ (万円)}$$

⇒補助上限は200万円のため、補助金額は200万円

（例2）補助対象経費総額が375.3万円の場合

$$375.3 \text{ (万円)} \times 1/2 = 187.65 \text{ (万円)}$$

⇒千円未満切捨のため、補助金額は187.6万円

（５）補助金交付の条件

補助金の交付にあたっては、以下の項目を遵守してください。条件に違反があった場合は、補助金の交付決定を取消すことがあります。

- 補助金交付決定の日以降、札幌市が行う取材等に積極的に協力し、開業準備の経過や必要経費の概要、開業後の業績等に関する情報を開示すること。
- 開業後30日を経過する日までに、開業報告書類を提出すること。
- 補助金の交付を受けた事業年度を含めて3年度分、各年度の事業の状況について、事業実施状況報告書（様式10）を提出すること。なお、提出期限は各事業年度終了の日の翌日から3か月を経過した日または6月30日のいずれか早い日（土日祝日の場合は翌開庁日）までとします。
- その他、交付決定の際に条件を付す場合があります。

6 申請前の準備と申請書類の作成・提出（補助金の交付申請時）

（1）物件の選定

出店する空き店舗・空き家を選定してください

空き店舗・空き家の立地等には所定の要件があります。詳しくは2～3ページをご参照ください。

なお、申請後の物件変更はできません。

（2）申請書類

| | |
|-------------|---|
| 個人・法人 共通 | <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式1）法人用または個人事業主用 <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式2） <input type="checkbox"/> 事業収支計画書（様式3） <input type="checkbox"/> 空き店舗・空き家の位置図及び平面図 <input type="checkbox"/> 空き店舗・空き家の状況が分かる写真等（内装・外装） <input type="checkbox"/> 空き店舗・空き家の賃借条件が分かる書類 <input type="checkbox"/> 直近の市税の納税証明書（指名願） |
| 個人の場合 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証等）の写し <input type="checkbox"/> 職歴等が分かる履歴書（様式4） <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類 |
| 法人の場合 | <input type="checkbox"/> 現在事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 会社要覧・事業要覧等 <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類 |

申請書類のうち、様式（1～4）は、札幌市経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課（市役所本庁舎 15階）で配布しているほか、札幌市のホームページからもダウンロードできます。

（3）交付申請書類（様式2及び様式3）の作成支援

事業計画書（様式2）及び事業収支計画書（様式3）は、選考委員会においてビジネスプランを審査するための重要な書類です。作成の方法が分からない場合や、より良いビジネスプランにブラッシュアップしたい場合は、札幌中小企業支援センターにてご相談（無料）を承ります。積極的にご活用ください。

【札幌中小企業支援センター】

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル2階

電話 011-200-5511（土日祝日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00）

※ご相談の際は事前にご予約ください

※同センターは、札幌市からの委託を受けた一般財団法人さっぽろ産業振興財団が運営する中小企業支援機関です

(4) 申請書の提出

札幌市に申請書類を提出してください

申請書類には押印（個人事業主の場合は実印、中小企業の場合は代表社印）が必要ですので、締切日までに持参または郵送でご提出ください。

※締切日までに札幌市に到達する必要があります。消印日ではありませんのでご注意ください。

【申請書類の提出先】

札幌市経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課 商業振興係
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 本庁舎 15階（北側）
電話 011-211-2372 （土日祝日を除く 8:45~17:15）

【POINT】

- ・「どこでどのようなお店を開業するか」ということは、審査の重要な項目となるため、申請時点で物件は選定しておいてください。最終契約まで完了していることは要件としませんが、契約条件の詳細（基本的な物件情報のほか、賃借料や駐車場の取り扱いなどを含むその他条件）がわかることを要します。
- ・上記で定める基本的な様式以外に、事業計画の詳細イメージがわかる書類（店舗イメージ図、商圈エリア分析、メニュー構成、試作品の写真など）を添付していただくことが可能です。あまりにも量が多いものは、審査時に全てを確認することが困難となつてまいりますが、できる限り書面で表現できるよう、積極的にご準備いただくことを推奨します。
- ・審査に影響はありませんが、より良い申請とするため、札幌市中小企業支援センターなどの相談機関は積極的に活用し、事業計画などについて客観的な精査を受けることを推奨します。
- ・ご提出いただいた書類はお戻しできませんので、適宜、写しを取るなどして管理されることを推奨します。

7 選考委員会について

事業者（補助金の交付対象者）の選考にあたっては、選考委員会において書類審査及びヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査については、必ず代表者をご出席ください。なお、出席者は、代表者を含め2名までとします。

なお、申請者が10者未満の場合は書面審査を省略し、ヒアリング審査のみ行います。また、感染症等の特別な事情により書面審査のみとする場合があります。

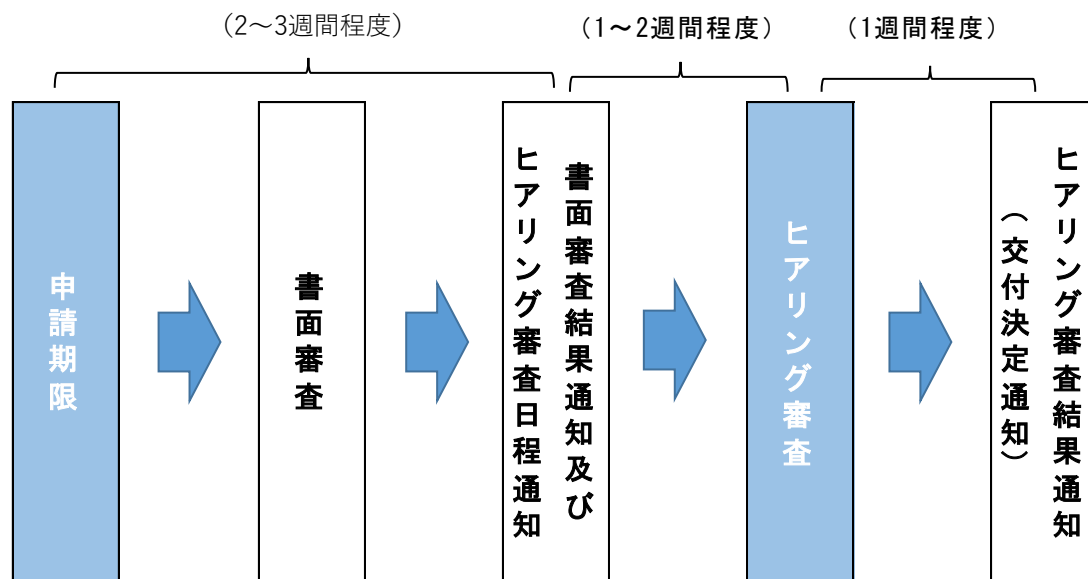
(1) 選考委員会の日程

申請の締切日以降、外部有識者を含めた選考委員会により、書面審査を実施します。当該書面審査により60点以上の評価を得た申請者のうち、上位9者については、その後、ヒアリング審査へご出席いただきます。

ヒアリング審査は、締切日の翌月中旬頃に開催します。選考委員との日程調整により前後する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。また、先行する申請の採択件数が予算の上限（年間5件程度）に達した場合は募集を終了します。

なお、書面審査及びヒアリング審査について、日程・審査結果は書面にて通知いたしますので、郵便物の確認等について、ご留意いただき、万が一、郵便物が届かない等ありましたら札幌市の担当者までご連絡ください。

【スケジュールイメージ】



- ・上記スケジュールイメージを考慮した上、開業までのスケジュールを検討し、申請を行ってください。
- ・ヒアリング審査については、外部有識者を含む選考委員の日程調整により、前後する場合があります。申請については、余裕を持って準備をお願いします。
- ・ヒアリング審査の日程は、日程調整により確定した日付をお知らせします。ヒアリング審査実施日に代表者が出席できない場合は、選考を受けることができませんので、あらかじめご留意ください。
- ・書面審査では、ご提出いただいた申請書の内容について、次ページに掲載している選考基準に沿って、審査・採点を行います。質疑がないため、具体的かつわかりやすい申請書の作成を心掛けてください。
- ・ヒアリング審査では、事業計画の内容等について、申請者よりプレゼンテーションしていただいた後、審査委員からの質問にお答えいただきます。

(2) 選考基準

選考委員会における選考基準は次の表のとおりです。

書面審査においては、選考委員の平均で100点満点中 60点以上の評価を得た申請事業のうち上位9者を対象に、ヒアリング審査を実施することとします。なお、申請者が10者未満の場合は書面審査を省略します。

ヒアリング審査においては、選考委員の平均で100点満点中 70点以上の評価を得た申請事業の中から、予算の範囲内で決定します。

| 内容 | 配点 |
|---|------------|
| 1. 普及啓発への貢献 | 5 |
| 代表者等は、起業（開業）や提供する商品・サービスに対して真摯な姿勢で臨んでいるか。また、ストック活用型高い創出事業の趣旨を理解し、札幌市が実施する取材等に対して積極的に協力する意思があるか。 | 5 |
| 2. 事業の戦略性 | 30 |
| 周辺の競合環境を分析できているか。 | 10 |
| 商圈の範囲、ターゲット層の設定等は明確か。 | 10 |
| 前2項目を踏まえ、商品・サービスの差別化は図れているか。 | 10 |
| 3. 事業の実現性・継続性 | 30 |
| 代表者等は、事業の運営に資するノウハウ、技術、必要な資格、許認可等を有しているか。 | 5 |
| 商品・サービスの構成や価格帯の設定は妥当か。 | 5 |
| 事業運営に係る収入（客数・客単価等）及び支出（原価・経費等）の見込みは妥当か。 | 10 |
| 補助金以外に資金調達の見込みはあるか。また、短期的・長期的な資金計画は妥当か。 | 5 |
| 長期にわたり事業を継続していく上で、無理のない人員体制や営業時間となっているか。 | 5 |
| 4. 商店街区の魅力向上への貢献 | 10 |
| 店舗の業種やコンセプト等が、商店街ににぎわいを創出できるものとなっているか。 | 10 |
| 5. 開業に向けての計画性 | 10 |
| 開業に向けてのスケジュールが効率的かつ無理のないものになっているか。 | 5 |
| 開業後おおむね1～2ヶ月間における集客のために、効果的な広告・宣伝は考えられているか。 | 5 |
| 6. 地域への貢献度 | 5 |
| 開業後に、商店街活動への参加など地域に貢献する計画があるか。 | 5 |
| 7. 感染症対策の取組 | 10 |
| 感染防止対策に配慮した店づくりや運営方法となっているか。 | 10 |
| 合 計 | 100 |

(3) 選考結果の通知・交付決定通知書の送付

選考の結果、採択するものとされた場合、札幌市から補助金交付決定通知をお送りします。補助金交付のための条件などが記載されていますので、内容をよくご確認ください。（「不採択」となった方には「不交付決定通知」をお送りします。）

【POINT】

- ・売上等に関して、「なぜそのような数字が見込めるのか」について、席数、回転数、客層、商圈分析など、客観的に説得力のある整理ができているか、そういった視点を持って申請書を作成するように努めてください。

8 補助金交付決定後の手続き

補助金の交付決定を受けた後は、開業に向けた準備を進めてください。開業後の報告だけでなく、準備中に事業計画を変更する場合でも届出が必要ですのでご注意ください。

(1) 交付決定後の事業計画の変更禁止について

補助金の交付は、申請のあった事業計画に基づき、適性を審査のうえで決定していますので、原則として、補助金交付決定後は、申請書類に記載した事業計画の内容を変更することはできません。(店舗名称や価格帯の修正など軽微な変更は除きます。)

ただし、止むを得ない事情により、事業計画の内容変更または中止を希望する場合は、速やかに事業計画変更承認申請書(様式7)を提出し、札幌市の承認を得てください。なお、変更内容によっては、交付決定を取消すことがあります。

(2) 開業期限

令和3年(2021年)2月28日(日)

(3) 開業報告書等の提出

店舗の開業後は、開業後30日を経過した日までに、以下の開業報告書類を提出してください。

| | |
|-------------|---|
| 個人・法人 共通 | <input type="checkbox"/> 開業報告書(様式10) <input type="checkbox"/> 開業に係る収支報告書(様式11) <input type="checkbox"/> 補助対象経費一覧表(様式12) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の支払を証明する領収書等(見積書、納品書、契約書等)の写し <input type="checkbox"/> 店舗の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 店舗の開業前及び開業後の状況写真 <input type="checkbox"/> 補助金により購入した店舗附帯設備・備品等の写真(単価1万円以上のもの) <input type="checkbox"/> 補助金により作成したチラシ・ポスター等の成果物 <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類 |
|-------------|---|

(4) 補助金の交付

報告書の内容審査と現地調査を実施したうえで、補助金額を確定します。

その後、札幌市より補助金額確定通知書を送ったうえで、補助金をお支払いいたします。(別途請求書の提出は不要)なお、入金は確定通知日から2週間程度かかります。

【POINT】

- ・報告に際しては、補助対象経費の支払を証明する領収書等の写しが必要となります。準備段階において発生する様々な書類については、準備期間中に整理をしながら管理することを推奨します。
- ・支払の証明については、「いつ、何を、いくつ(数量)、誰から、(申請者が)買って、(申請者が)支払った」ということが客観的にわかることが必要となります。書類に不足がある場合、補助対象とできない場合もございますので、あらかじめご留意ください。

9 その他の注意点

(1) 取材への協力について

補助金の交付決定を受けた事業者の方には、札幌市が実施する取材にご協力いただきます。取材は、開業準備の様子、発生した経費の概要、開業後の様子などを中心に、写真撮影やインタビューを予定していますので、営業に支障の無い範囲で必ずご協力ください。

なお、補助金交付決定通知書を受取りましたら、随時、開業に向けた準備を進めていただいても結構ですが、改装工事前の店舗の状態などについても取材させていただく場合がありますので、日程調整の際は工事着工日をお知らせください。

(2) 補助金交付後の状況報告

① 事業実施状況報告書（1年目）を提出してください

事業実施状況報告書に、初年度（事業年度）の店舗の運営状況を記載の上、各事業年度終了の日の翌日から3か月を経過した日または6月30日のいずれか早い日（土日祝日の場合は翌開庁日）までにご提出ください。

② 事業実施状況報告書（2年目・3年目）を提出してください

1年目と同様、2年目と3年目も各事業年度終了の日の翌日から3か月を経過した日または6月30日のいずれか早い日（土日祝日の場合は翌開庁日）までにご提出ください。

(3) 開業後の事業内容の変更禁止

補助金交付を受けて開業した店舗は、交付を受けた年度を含めて3年間、事業内容を変更（業種変更、店舗移転、事業譲渡、事業中止等）することはできません。ただし、やむを得ない事情により事業内容を変更する場合は、速やかに報告してください。この場合、既に交付した補助金の返還を命じる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

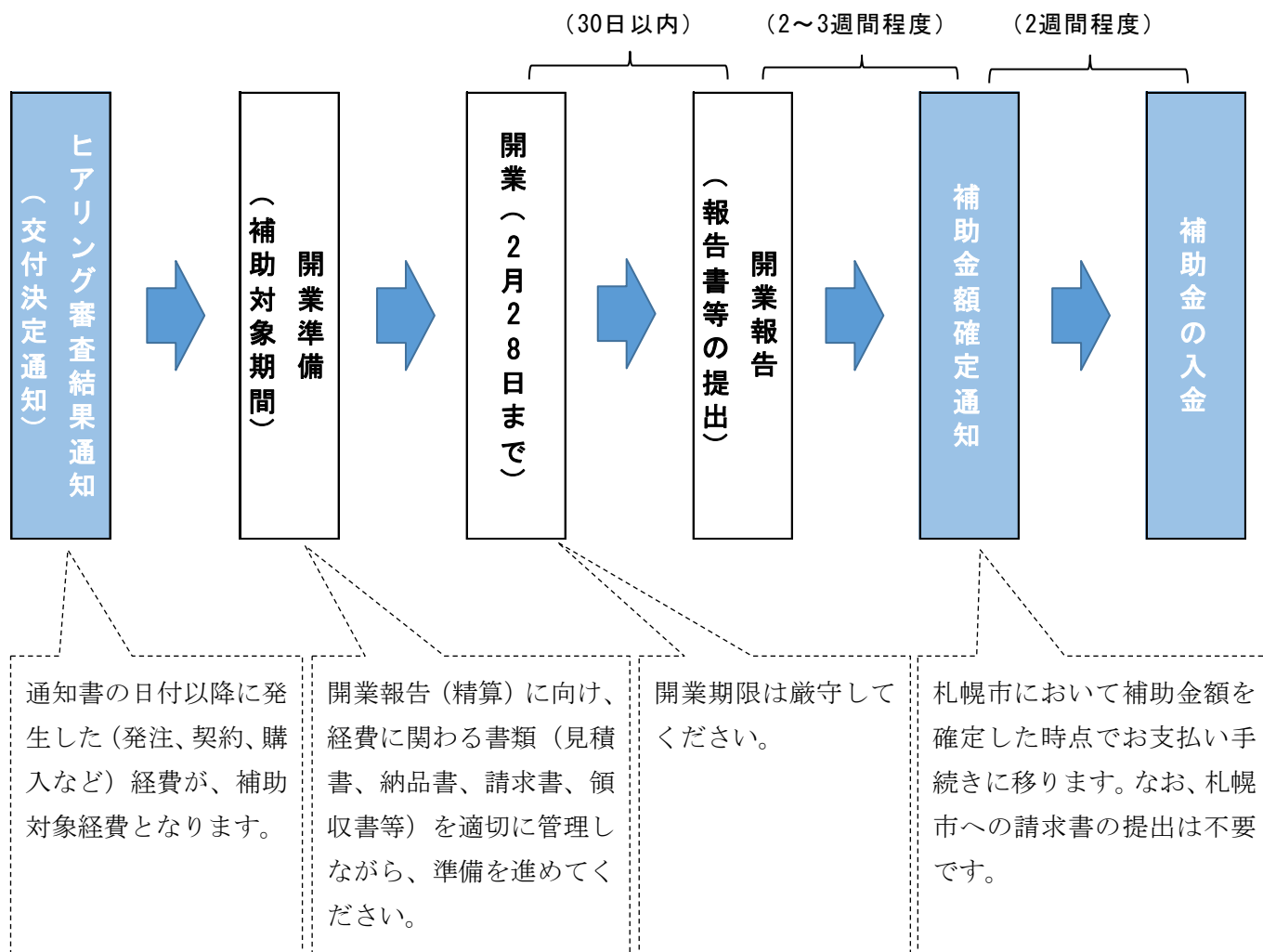
(4) 補助金交付決定の取消し

虚偽の申請や報告、不正な行為、募集要領または交付決定通知書等に記載した内容及び条件への違反などがあつた場合は、補助金の交付決定を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じます。

(5) 関係法令の遵守

申請・開業にあたっては、申請者自身の責任において、関係法令等（建築基準法、消防法、食品衛生法等）に定められた手続きを確実に行ってください。補助事業の採択をもってこれら関係法令等の手続きを省略できるわけではありませんので、くれぐれもご注意ください。

10 補助を受けるまでの流れ（交付決定後）



【全体スケジュールイメージ】

申請書の締切日～補助金の振込日までの大まかなスケジュールイメージは以下のとおりです。

| | 申請締切 | ヒアリング審査 | 開業期限 | 補助金支払い |
|-----|-----------|---------|----------|---------------|
| 第1回 | 7月15日（水） | 8月中旬 | 2月28日（日） | 補助金額確定通知後2週間程 |
| 第2回 | 9月15日（火） | 10月中旬 | | |
| 第3回 | 11月16日（月） | 12月中旬 | | |

～ 書類のご提出・お問い合わせは ～

札幌市 経済観光局 産業振興部
商業・経営支援担当課 商業振興係

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階（北）

TEL : 011-211-2372 FAX : 011-218-5130

E-mail : shogyo@city.sapporo.jp

札幌市ホームページ :

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/shotengai/kotenshien.html>